

# 2008年製品品質の電子監督管理ネットの業務推進計画に関する通知

2008年2月21日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 2008年製品品質の電子監督管理ネットの業務推進計画に関する通知 国質検質〔2008〕83号

各省、自治区、直轄市の品質技術監督局、中国物品コードセンター、各強制性製品認証指定認証機構：

国家質量監督検閲検疫総局、商務部、国家工商行政管理総局が「『食品などの製品の安全監督管理に関する国务院の特別規定』による製品品質電子監督の徹底した実施に関する通知」（国質検質聯〔2007〕582号）と、「重点製品の品質電子監督業務の実施に関する意見」（国質検質〔2007〕624号）（以下、2通の書類と略す）の要求を確実に果たし、電子監督管理ネットの建設を積極的に推進するため、2008年製品品質の電子監督管理ネットの業務推進計画に関する通知を以下に記す。

### 一、有効な措置を採用し、各推進業務を着実に果たす

各地域の品質技術監督局は、認識の向上、思想の統一、電子監督管理ネットの推進が専門行動の成果を確保できること、また「2つの鎖、2つのシステム」の重要な措置であることを十分に認識し、必ず力をいれて大きな推進力を投入すべきである。さらに、有効な措置を着実に採用し、重点製品の取り込みなど各推進業務を着実に進め、明確な目標に向かって気をゆるめず、速度をゆるめず、サービス、監督、宣伝のポジションを確保すべきである。

（一）速やかに状況を把握し、企業のサイト登録を推進する。各省の工業製品生産許可証管理部門、食品生産許可証管理部門、強制性製品認証（CCC）管理部門は、2通の書類に沿って、「サイト初回登録製品目録」を対照し、認証発行企業数のデータに基づいて各管理範囲内のサイト登録企業のリストを提出し、省の電子監督管理ネット推進室に報告する。省の電子監督管理ネット推進室は、この基礎の下に関連部門と共同で、企業のサイト登録が適切かどうか、また登録後の事業状況の一つずつ調査し、政策宣伝会の開催や公告、告知の発表などを通して、電子監督管理ネット政策通知をまだサイトに登録していない企業に知らせ、早期登録を促進する。すでに登録手続きをしている企業に対しては、製品のコード添付と市場投入を速やかに行い、継続的なコード体制を確立する。

（二）政策の着実な実施と業務の流れを改善する。2通の書類に沿って、企業を製品品質電子監督管理ネットに登録させる政策を実施する。

1つ目に、受理段階の提示と審査をきちんと行うことである。総局と各地の品質技術監督局の指導の下、中国物品コードセンターと地方のコードセンター機関は、「サイト初回登録製品目録」中の製品を生産する企業のサイト登録を受理、審査を担当する。「サイト初回登録製品目録」に収められた製品について、企業が工業製品生産許可証や食品生産許可証、強制性製品認証（CCC）などを申請する際、担当部署は企業に対し中国物品コードセンターに属する地方のコードセンター機関で電子監督管理ネットの登録手続きを行うよう通知すべきである。企業が中国ブランド製品、国家検疫免除製品（中国ブランド製品、国家検疫免除製品の再評価申請を含む）などを申請する際、担当部署は企業に対し電子監督管理ネット登録手続きの関連証明を提供すべきである。

2つ目に、すでに登録資格を持つ企業のサイト登録を促すことである。「サイト初回登録製品目録」中の製品を生産し、すでに工業製品生産許可証、食品生産許可証、強制性製品認証（CCC）などを取得している企業に対し、各省の品質技術監督局はサイト登録業務をきちんと果たすべきである。主要責任者が自ら業務にあたり、部分責任者も確実に行動し、省の電子監督管理ネット推進室が専門的パワーを組織して、一致と分野ごとの指導により、着実な登録推進業務を進める。未登録の製品に対しては、製品のサイト登録、コードの添付、市場投入の進度を明確にすべきである。すでにサイトに登録したがまだコード添付がされていない製品に対しては、コード添付と市場投入の進度を明確にする。コードの添付や市場投入がすでにされているすべての企業に対しても製品の従来包装からの移行期を明確にすべきである。

3つ目に、企業負担軽減の原則を守り続けることである。商品の包装の多様性やコード印刷技術の難度を考慮し、1つの商品に1つのコード（1品1コードと略す）を原則とし、コード添付方式をA類、B類に分け、A類は1品1コード、B類は各種商品の包装規格のサイズの中で企業が独自に決定する。具体的なコード添付方法はサイト初回登録製品の最小コード参照表（付録）を参照する。企業の製品包装へのコード印刷問題に対しては、原則として企業の従来の包装サプライヤー体系を損なわないものとし、企業が提供するリストにより該当地域の品質技術監督局推進室が確認、報告できる。コードの印刷方式は、製品の包装あるいは説明書に印刷することを原則とし、製品の包装形式に基づき、貼り付けあるいは噴射などの方式をとることができる。特殊な原因で速やかなコード添付が困難な場合、企業は書面で説明し、各省の品質技術監督局は厳格な検査を行い、状況が事実と認められるなら総局推進室への報告を許可する。この際、必ず移行期を限定し、移行期は2008年12月31日を越えてはならない。

（三）関連サービスをきちんと果たし、品質監督を強化する。各級電子監督管理ネット推進室による宣伝、貫徹、実行の基礎の下、中国物品コードセンターは、各地域のコードセンター機関が企業のサイト登録受理と審査業務をきちんと行えるよう組織すべきである。中信国検公司および支社は監督サイトの維持とコード証書と監督コードの発布を担当する。各地域のコードセンター機関と中信国検の各支社は積極的に企業を訪問し、熱心かつ忍耐強く企業のサイト登録やコード添付に関する問い合わせに答え、印刷企業に積極的に連絡し技術サポートを提供して、企業のコード添付ソリューションの制定と実施を指導し、共同で企業のサイト登録と製品のコード添付技術サービスおよび連結業務を果たして、企業のスムーズなサイト登録を助ける。また、電子監督管理ネットの利点を十分に発揮するため、関連する動きの情報を提供し、企業の合法的權益を保障すべきである。そして、電子監督管理ネットの品質監督の効果を早く示すため、監督管理ネットが反映する偽造品に関する情報は「12365」システムの情報と共有させ、偽造劣悪品に対し、速やかな発見、速やかな対応、速やかな通報、速やかな予防警戒を実現する。

（四）宣伝を強化し良い環境を作り出す。政策の宣伝を強化するため、「サイト初回登録製品目録」に関する企業全体のカバーを成し遂げる。また、電子監督管理ネットの効果に関する宣伝を拡大するため、地元での成功例を発掘し、モデル効果を発揮させ説得力を強める。そして、企業が関心を寄せる問題と結合させるため、様々なサイト登録段階において具体的な宣伝やサービスを実行する。

## 二、指導組織の強化と各業務の保障

各級の品質技術監督部門は、認識のさらなる向上、高度な重視、措置の採用により、電子監督管理ネット推進の各業務を確実に果たすべきである。

(一) 機関と確立し職務責任を明確にする。各級の品質技術監督部門は機関の確立を促進し、職務責任を明確にし、指導を強化して、企業のサイト登録状況を随時把握できるようにし、推進業務の中で生じる新たな問題を随時研究、解決し、業務のやり方を登録企業に積極的にサービスを提供し企業が登録しやすく使用しやすいものへと変換させるべきである。

(二) 方式を制定し責任を明確にする。各級の品質技術監督部門は、総局の手配や要求と地域の状況を結合させ、業務進度表を制定し、推進任務を分解して業務目標を明確にし、進度を加速させ、責任や審査方法を明確にすべきである。また、結果を3月7日以前に総局の電子監督管理ネット推進室に報告すべきである。各級の電子監督管理ネット推進室は指導を強化し、総局の指示を徹底的に実施し、コード添付機関の推進進度を随時把握すべきである。中国物品コードセンターはサイト登録業務を担当し、中信国検公司と共同で技術サポートとサービス案を制定し、コード添付に関連する技術サポートとサービスを提供する。

(三) 監督指導を強化し協力する。年度業務目標に基づいてレベル分けを行い、部門の責任と進度を細かく分解して、数値での審査指標を作成する。また、検査督促を強化し、適切な時期に監督指導部門を組織して、検査回収と督促を行い、新たな問題を研究、追跡調査、解決して、期限どおりの推進目標達成を保障する。そして、電子監督管理ネット推進業務において、企業、国民に便利で費用を取らないとの求めを徹底して守り、企業や消費者の負担を増やさないことによって政府のサービス意識を十分に体现すべきである。さらに、関連する各政府部門や技術サポート機関との連絡を緊密に保ち、優れた相互協力関係を確立すべきである。

(四) 健全な月間報告と定期的な報告。電子監督管理ネット推進業務の月間報告業務を着実に行うべきである。省級の品質技術監督部門は、同省の業務進度表に沿って「サイト初回登録製品目録」中の製品登録状況を随時把握し、毎月5日より前に、同省の「サイト初回登録製品目録」中の重点製品生産企業の前月サイト登録進度と完成状況を報告すべきである。総局は今後、定期報告制度を制定し、偶数月に全国および各省のサイト登録企業の進展状況を全国に向け報告する。

付録：サイト初回登録製品の最小コード参照表  
二〇〇八年二月二十一日

付録: サイト初回登録製品の最小コード参照表

表 1 (A 類製品-1 品 1 コードの原則でコードを添付する)

A 類製品のコード添付は、監督コードと製品の包装を一緒に印刷（コード印刷）し一緒に包装することで、監督コードと製品包装を緊密に結合させ、コスト削減と効率向上を可能とする。現時点で製品のコード添付方法は主に、1、紙類の包装材料へのコード印刷、2、ビニール包装への熱転写印刷、3、シール貼り付けがある。

分類	番号	製品目録	主な包装形態	コード添付方式	最小コード単位
家庭用電化製品	1	家庭用冷蔵庫と食品冷凍庫:有効容積が 500 リットル以下のもの	段ボール箱	包装材料にコード印刷貼り付け	1 品 1 コード
	2	エアコン:冷房能力が 21000kcal/hr を超えないもの	段ボール箱	包装材料にコード印刷貼り付け	1 品 1 コード
	3	家庭用電動洗濯機:水加熱ヒーター又は加熱装置、脱水装置または乾燥装置が付いたものを含む衣類洗濯用の電動洗濯機	段ボール箱	包装材料にコード印刷貼り付け	1 品 1 コード
	4	電動給湯ポット:水を沸騰点以下まで沸かすもの	段ボール箱	包装材料にコード印刷貼り付け	1 品 1 コード
	5	室内用加熱器具	段ボール箱	包装材料にコード印刷貼り付け	1 品 1 コード
	6	真空掃除機	段ボール箱	包装材料にコード印刷貼り付け	1 品 1 コード
	7	電気オーブン	段ボール箱	包装材料にコード印刷貼り付け	1 品 1 コード
	8	電子レンジ	段ボール箱	包装材料にコード印刷貼り付け	1 品 1 コード
	9	レンジフード	段ボール箱	包装材料にコード印刷貼り付け	1 品 1 コード
人工板材	10	天然木床板	段ボール箱	包装材料にコード印刷貼り付け	1 品 1 コード
	11	合板床板	段ボール箱	包装材料にコード印刷貼り付け	1 品 1 コード
電線	12	交流ポリエチレン電力ケーブル	木の支え、包装無し	シール貼り付け	1 品 1 コード
農業用品	13	複合肥料	A、編み袋	包装材料にコード印刷	1 品 1 コード
			B、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1 品 1 コード
	14	リン酸肥料	A、編み袋	包装材料にコード印刷	1 品 1 コード
			B、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1 品 1 コード

分類	番号	製品目録	主な包装形態	コード添付方式	最小コード単位
ガス器具	15	ガス器具用品	段ボール箱	包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード
労働保護用品	16	ヘルメット	紙箱（または包装無し）	包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード
	17	絶縁靴	紙箱（または包装無し）		1品1コード
電気敷毛布	18	電気敷毛布	A、紙箱	包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード
			B、ビニール包装		1品1コード
食品	19	小麦粉	A、布袋	包装材にコード印刷	1品1コード
			B、紙袋		1品1コード
			C、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
	20	蒸留酒	A、ガラス瓶/陶磁器	包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード
			B、紙箱/ケース		1品1コード
			C、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
	21	ワイン	A、ガラス瓶/陶磁器	包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード
			B、紙箱/ケース		1品1コード
	22	乳幼児用粉ミルク	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
			B、缶	シール貼り付け	1品1コード
	23	大豆油	A、プラスチック製瓶	包装材にコード印刷熱転写	1品1コード
			B、プラスチック容器		1品1コード
24	粉ミルク	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード	
		B、缶	シール貼り付け	1品1コード	
25	固形飲料	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード	

分類	番号	製品目録	主な包装形態	コード添付方式	最小コード単位
食品			B、缶	シール貼り付け	1品1コード
	26	紅茶	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
			B、缶	シール貼り付け	1品1コード
			C、紙筒	包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード
			D、紙箱/ケース		1品1コード
	27	緑茶	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
			B、缶	シール貼り付け	1品1コード
			C、紙筒	包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード
			D、紙箱/ケース		1品1コード
	28	花茶	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
			B、缶	シール貼り付け	1品1コード
			C、紙筒	包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード
			D、紙箱/ケース		1品1コード
	29	ウーロン茶	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
			B、缶	シール貼り付け	1品1コード
			C、紙筒	包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード
			D、紙箱/ケース		1品1コード
	30	固形茶	A、非真空包装	包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード
			B、真空包装		1品1コード
	31	米	A、編み袋	包装材にコード印刷	1品1コード
B、ビニール袋			ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード	
C、プラスチック容器			包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード	
32	醸造酒	A、ガラス瓶	包装材にコード印刷貼り付け	1品1コード	

分類	番号	製品目録	主な包装形態	コード添付方式	最小コード単位
			B、紙箱/ケース		1品1コード
			C、缶/壺	シール貼り付け	1品1コード
	33	練乳	A、チューブ	シール貼り付け	1品1コード
			B、鉄製缶	シール貼り付け	1品1コード
	34	白砂糖	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
			B、紙箱	包装材にコード印刷	1品1コード
	35	黒砂糖	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
			B、紙箱	包装材にコード印刷	1品1コード
	36	氷砂糖	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
			B、紙箱	包装材にコード印刷	1品1コード
	37	角砂糖	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
			B、紙箱	包装材にコード印刷	1品1コード
			C、プラスチック缶	包装材にコード印刷	1品1コード
			D、鉄製缶	シール貼り付け	1品1コード
	38	飲料水	ポリタンク	シール貼り付け	1品1コード
	39	澱粉	ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	1品1コード
			布袋	包装材にコード印刷	1品1コード
			紙袋		1品1コード



表2 (B類製品—最小コード単位を新たに定める)

分類	番号	製品目録	主な包装形態	コード添付方式	コード添付説明	最小コード単位
農業用品	1	農薬	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	包装体積が小さいためコード添付が難しい場合、監督コードを外部包装に作ってよい。	袋/箱
			B、プラスチック製瓶	包装材にコード印刷貼り付け		瓶
			C、プラスチック容器		1個1コード	個
食品	2	醤油	A、ビニール袋	包装材にコード印刷	1、袋入り醤油製品のコード添付が難しい場合は、外部の包装（段ボール箱）にコードを付けてよい。 2、その他の包装形態の醤油製品は1品1コード方式でコードを付ける。	箱
			B、プラスチック製瓶/プラスチック容器	包装材にコード印刷		瓶
			C、ガラス瓶			
	3	酢	A、ビニール袋	包装材にコード印刷	1、袋入り酢製品のコード添付が難しい場合は、外部の包装（ダンボール箱）にコードを付けてよい。 2、その他の包装形態の酢製品は1品1コード方式でコードを付ける。	箱
			B、プラスチック製瓶/プラスチック容器	包装材にコード印刷		瓶
			C、ガラス瓶			
	4	チョコレート	A、（個別）紙包装	紙包装にコード印刷	1、内容量150グラム以上の包装は各製品にコードを付ける。それ以下の製品は外部の独立包装（袋、小箱、箱）上にコードを付ける。 2、紙箱、金属性箱包装の製品は各箱上にコードをつける。	小箱 / 箱
			B、（個別）ビニール包装	ビニール包装にコード印刷		小箱 / 箱
			C、紙箱包装	紙箱にコード印刷		小箱
			E、金属性箱包装	シール貼り付け		小箱 / 箱
			F、ビニール袋包装	ビニール包装にコード印刷		
	5	肉類缶詰	A、鉄製缶 B、ガラス瓶 C、真空包装	ラベル上にコード印刷貼り付け	缶詰上に製品ラベルが無い場合、監督コードを外部の包装（箱）上に作ってよい。	缶/箱
6	鳥類缶詰					
7	水産物缶詰					
8	果物缶詰					
9	野菜缶詰					
10	滅菌乳	A、複合紙箱包装	数字噴射、包装材にコード印刷	現時点で各製品への添付が困難な場合、包装上に数字の監督コード（バーコードを伴わない）を噴射しても良いが、外部の包装にバーコード付きの監督コードを印刷しなければならない。	箱	
		B、複合ビニール包装			袋 / パック	
11	低温殺菌乳	A、複合紙箱包装	数字噴射	現時点で各製品への添付が困難な場合、包装上に数字の監督コード（バーコードを伴わない）を噴射しても良いが、外部の包装にバーコード付きの監督コードを印刷しなければならない。	箱	
		B、複合ビニール包装			袋 / パック	
		A、袋状	数字噴射			

分類	番号	製品目録	主な包装形態	コード添付方式	コード添付説明	最小コード単位
食品	12	ヨーグルト	B、複合材料包装 (ゲブルトップ、ピロー)	包装材にコード印刷	条件が整い次第各製品上にバーコード付きの監督コードを印刷する。	箱 / パック
			C、カップ包装	包装材にコード印刷	複数個のカップが1セットとなった製品は1つの独立包装としてコードを添付してよい。	カップ / 箱
			D、円筒型包装	包装材にコード印刷	1つの容器に1つのコード	個
	13	乳飲料	A、小型瓶(連結型)	数字噴射 包装材にコード印刷	包装体積が小さいためコード添付が難しい場合、監督コードを外部の包装(小箱あるいは箱)上に印刷できる。	小箱 / 箱
			B、ガラス瓶			
	14	冷凍米麺類製品	A、ビニール袋	包装材にコード印刷	現時点で各製品上への添付が難しい場合は、外部包装上にコードを添付しても良い。	箱
			B、紙箱	紙箱にコード印刷	1箱1コード	箱
	15	ビール	A、ガラス瓶	瓶の標記上にコード印刷	1本1コード	瓶
			B、プラスチック製瓶	瓶の標記上にコード印刷		
			C、缶	数字噴射	外部の大型包装へのコード添付を提案する。	箱
	16	炭酸飲料	A、ペットボトル	外側ラベル膜、瓶の標記にコード印刷	原則として製品ごとにコードを添付する。現時点で困難な場合は、一時的に外部包装にコードを添付してよい。	箱
			B、ガラス瓶			
			C、缶	数字噴射	外部の大型包装へのコード添付を提案する。	
	17	ミネラルウォーター	A、ペットボトル	外側ラベル膜にコード印刷	原則として製品ごとにコードを添付する。現時点で困難な場合は、原則として一時的に外部の大型包装へコードを添付してよい。	箱

分類	番号	製品目録	主な包装形態	コード添付方式	コード添付説明	最小コード単位
	18	ピュアウォーター	B、プラスチック容器		1個1コード	個
			A、ペットボトル		原則として製品ごとにコードを添付する。現時点で困難な場合は、原則として一時的に外部の大型包装へコードを添付してよい。	箱
			B、プラスチック容器		1個1コード	個
	19	果汁飲料	A、ペットボトル	ラベル膜にコード印刷	原則として製品ごとにコードを添付する。現時点で困難な場合は、原則として一時的に外部の大型包装へコードを添付してよい。	箱
			B、複合紙包装	紙包装にコード印刷		
			C、缶	数字噴射		
	20	植物タンパク飲料	A、ペットボトル	ラベル膜にコード印刷	原則として製品ごとにコードを添付する。現時点で困難な場合は、一時的に外部の大型包装へコードを添付してよい。	箱
			B、複合紙包装	紙包装にコード印刷		
			C、缶	数字噴射		
	21	インスタントラーメン	A、ビニール袋	ビニール袋にコード印刷	現時点で製品ごとに添付するのが難しい場合は、外部の大型包装へコードを添付してよい。	箱
			B、紙製カップ容器	包装材にコード印刷		
	22	ビスケット	A、ビニール袋	ビニール袋にコード印刷	現時点で製品ごとに添付するのが難しい場合は、外部の大型包装へコードを添付してよい。	箱
B、金属製缶			シール貼り付け			
C、紙箱			包装材にコード印刷	1小箱1コード	小箱	
23	冷凍飲料 (アイスクリーム、アイスキャンデー)	A、紙袋包装	包装紙に噴射印刷	外部の大型包装にコードを添付する。	箱	
		B、ビニール包装	ビニール袋にコード印刷			
		C、紙箱包装	箱の製品標記に噴射印刷			
		D、バケツ包装	シール貼り付け			

分類	番号	製品目録	主な包装形態	コード添付方式	コード添付説明	最小コード単位
	24	化学調味料	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	現時点で製品ごとに添付するのが難しい場合は、外部の大型包装にコードを添付してよい。	袋/箱
	25	からし製品	A、ビニール袋	ビニール膜包装に熱転写印刷	現時点で製品ごとに添付するのが難しい場合は、外部の大型包装にコードを添付してよい。	袋/箱
			B、ガラス瓶、ペットボトル	包装材にコード印刷	原則として瓶ごとにコードを添付する。現時点で難しい場合は、一時的に外部の大型包装にコードを添付してよい。	箱
化粧品	26	シャンプー	A、ビニール袋	ビニール袋にコード印刷	1、製品上に紙状の製品標記が無い場合、製品に数字の監督コード（数字コードのみ）を噴射印刷できる。条件が整ったら、製品ごとにバーコード付きの監督コードを印刷する。 2、製品上に紙状の製品標記がある場合、各製品の製品標記上にバーコード付きの標準監督コードを印刷する。 3、紙箱に製品を包装する場合は、箱ごとにコード（標準監督コード）を添付する。	袋
			B、瓶	シール貼り付け		瓶
			C、紙箱	紙箱外側にコード印刷		箱
	27	ヘアコンディショナー	A、ビニール袋	ビニール袋にコード印刷		袋
			B、瓶	シール貼り付け		瓶
			C、紙箱	紙箱外側にコード印刷		箱
	28	ハンドソープ	A、ビニール袋	ビニール袋にコード印刷		袋
			B、瓶	シール貼り付け		瓶
			C、紙箱	紙箱外側にコード印刷		箱
	29	ボディシャンプー	A、ビニール袋	ビニール袋にコード印刷		袋
			B、瓶	シール貼り付け		瓶
			C、紙箱	紙箱外側にコード印刷		箱
30	スキンケア用品	A、ビニール袋	ビニール袋にコード印刷	袋		
		B、瓶	シール貼り付け	瓶		
		C、紙箱	紙箱外側にコード印刷	箱		